

I 組織の使命

総務部のミッション（使命）は、

- ・職員が市民サービスやまちづくり事業に意欲と情熱を持って取り組むことのできる環境をつくる
- ・市民の皆さんが安心して暮らせるまちづくりを進めることです。

このため総務部職員は、各部局の職員とよく話し合い、一人ひとりの職員が市民のために十分に力を発揮し、各種サービスやまちづくり事業に積極的に取り組める環境づくりに努めるとともに、行政のプロとして自ら考え行動する職員を育成することにより、市民の笑顔に繋がる行政の推進に取り組めます。

また、行財政改革を間断なく推進し、制度や業務の見直し・効率化、人材育成、組織の活性化に取り組むほか、防災対策の強化や大間原発への対応など、安全・安心で住みよいまちづくりに努めます。

II 組織の基本方針

- 組織全体で課題を共有し、その対応や解決にあたります。
- 各部局と積極的に話し合い、連携し、組織の活性化を図ります。
- 市民に信頼されるための知識と接遇力を備え、職務に誇りと自覚を持った人材を育成します。

III 年度評価 総評

総務部は、各部局の職員が市民サービスやまちづくり事業に意欲と情熱を持って取り組むことのできる環境づくりと市民の皆さんが安心して暮らせるまちづくりを進めることを使命とし、それらを達成するための目標を定めて取り組み、概ね達成できたものと考えております。

「市役所の簡素効率化と組織力の向上」においては、持続可能な行財政運営を確立するため、新たに策定した「行財政改革推進プラン2022～2026」の着実な実行に努め、行財政改革を推進するとともに、事務事業・組織機構の見直し、事業や業務を評価する仕組みの構築、各種職員研修の実施、メンタルヘルス対策の充実など、効率的な組織運営や組織の活性化に取り組んだほか、函館市職員採用試験の受験者数増を図るため、テストセンター方式を導入しました。

「行政事務のデジタル化等の推進」においては、自治体情報システムの標準化に向けたシステム再構築に着手したほか、行政手続きのオンライン化、会議システムやグループウェア、生成AIの活用、統計調査結果のオープンデータでの公表など、行政運営の効率化や積極的な情報発信に取り組みました。

「市民の安全安心の創出」においては、災害基本法や水防法の改正、新たな津波浸水想定等を踏まえた地域防災計画および水防計画の改訂、個別避難計画の作成、防災行政無線屋外拡声子局の増設・改修を行ったほか、防災フェスタを開催し、防災関係機関の連携の強化と多くの市民の防災意識の向上を図るなど、各種防災対策の推進に取り組みました。また、大間原発訴訟については、大間原発建設の無期限凍結のため、弁護団との協議を行いながら、裁判に臨んでおります。

今後におきましても、各部局と連携しながら、人口減少時代を見据えた組織や行政事務のあり方等の課題に対応し、職員が意欲を持って仕事に励むことができる、市民に信頼される市役所づくりに、積極的に取り組んでまいります。

区 分	担当課	評価	評価の説明
1 市役所の簡素効率化と組織力の向上			
① 行財政改革の推進			
・函館市行財政改革推進プラン 2022～2026の着実な実行に努め、 さらなる改革を推進します。	行政改革課	B	・持続可能な行財政運営を確立するため、取組項目に基づくプランの着実な実行に努め、行財政改革を推進した。また、より効果的・効率的な行財政運営を図るため、現プランに数値目標を設定する取り組みを進め、令和6年度（2024年度）に改訂する予定。
② 制度等の見直し・適正運用			
・事務事業や組織機構の見直しを進めるとともに、多様な雇用形態を活用するなど適切な職員配置に努めます。	行政改革課	B	・まちづくりに向けた各種政策の展開に伴う業務量の変化、法律や各種制度改正への対応、業務の効率化を踏まえ、会計年度任用職員等を活用しながら適正に配分した。
・行財政資源の適正な配分を推進するため、事業や業務を評価する仕組みを構築し導入するとともに、評価の結果を令和6年度（2024年度）予算編成以降へ反映させます。	行政改革課	B	・事業の改善や見直しに繋げ、より効果的・効率的な行政サービスを目指すため、事業や業務を評価する仕組みを構築した。
・指定管理者に対するモニタリング評価の実施等を通じ、指定管理者制度の適正な運用を進めます。	行政改革課	B	・全施設のモニタリング評価シートを公表したほか、候補者選定にあたっては、選定結果・理由等をホームページ上で公開した。
・文書事務・法制事務に係る職員研修等の取組を充実させ、ルール遵守の啓発に努めるとともに、文書管理システムの導入に向け、システムの機能や文書事務のあり方について検討を行い、文書事務が適正かつ効率的に運用される仕組みの構築を目指します。	文書法制課	B	・職員に対する研修を充実し、文書事務・法制事務の適正な取扱いの啓発に努めた。 また、文書管理システム導入の検討を進めるとともに公文書管理条例の制定に向け、他都市の運用等について調査した。
③ 人材育成の推進・組織の活性化			
・個々の職員が目標をもって、主体的に職務に取り組むための部局運営方針を策定し、公表します。	行政改革課	B	・市民へよりわかりやすく、見やすく公表するため、様式を改善した。 ・全ての部局において「部局運営方針」を策定し公表した。
・研修効果やニーズを把握し、時代にあった職員研修の実施に努めるほか、市民に信頼されるための接遇力等を備えた人材を育成するための職員研修の充実を図ります。	人事課	B	・市域や市内のDX推進において重要な役割となる管理職に対しDX研修を実施したほか、新規採用職員および会計年度任用職員に対し、接遇力を向上させるための研修を実施した。
・「次世代育成支援対策推進法」および「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき策定した「特定事業主行動計画（次世代育成・女性活躍統合版）」を踏まえ、次世代育成支援や女性職員の活躍のための取り組みを進めます。	人事課	B	・女性職員の管理・監督職への積極的な登用を行ったほか、育児休業や男性職員の育児参加休暇の取得といった職員の仕事と子育ての両立支援制度の活用を促すなど、各種取組を進めた。

区 分		担当課	評価	評価の説明
	・「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき策定した「障害者活躍推進計画」を踏まえ、法定雇用率の継続的な達成や、障害者の活躍を推進するための取り組みを進めます。	人事課	B	・障害者の雇用について、引き続き法定雇用率を達成したほか、職場環境の向上に資するため、障害者である職員に職場環境に関するアンケートを実施した。
	・より函館市を受験する方が増えるよう、採用試験の方法や職種、処遇について見直しを行います。	人事課	A	・令和5年度(2023年度)に実施した採用試験においてテストセンター方式を導入し、結果、受験する方が増加した。また、令和6年度(2024年度)に実施する採用試験において試験日程の前倒しや年度途中での採用等を行うこととしたほか、職種・処遇の見直しにより、新たに福祉事務職を導入するとともに、一部有資格者の初任給基準を引き上げることとした。
	・評価制度の信頼性と実効性を高めていくため、運用上の課題について検証しながら、人事評価制度の見直しを検討します。	人事課	B	・国の人事評価制度の見直し内容を踏まえ、人材育成へのさらなる活用につなげるため、人事評価段階の細分化や、目標設定の強化を行い、職員のモチベーションおよび管理職のマネジメント能力の向上を図ることとし、人事評価制度の見直しを行った。
	・福利厚生の充実に努めるほか、長時間勤務による健康障害防止対策や職場のメンタルヘルス対策等を推進するとともに、安全衛生委員会等の活動を促進し、職員の健康確保に努めます。	職員厚生課	B	・福利厚生施設である本庁舎地下売店の見直しを図り、新規事業者の出店に向けて準備を行ったほか、メンタルヘルス対策等の推進や各安全衛生委員会の体制の充実に促すなど、職員の健康確保に努めた。
2 行政事務のデジタル化等の推進				
① 行政事務のデジタル化				
	・市民の利便性向上のため、情報システムの見直しおよび行政手続きのオンライン化を進めるとともに、A I・ロボティクス等の活用、ペーパーレス化の推進等により行政運営の効率化に取り組めます。	情報システム課 行政改革課	B	・情報システムの標準化については、移行期限である令和7年度(2025年度)末までの移行に向け、システム再構築に着手した。 ・行政手続きのオンライン化については、函館市公式LINEのリニューアルに合わせ、各種証明書の申請などLINE上でできる手続きを拡充した。 ・A Iについては、生成A Iの活用による業務効率化の取組を開始したほか、会議システムやグループウェアの活用により、ペーパーレス化の推進および組織内における情報共有の効率化に努めた。
② 情報公開の推進				
	・各種統計書，ポケット統計などを作成し，統計調査結果を積極的に情報発信するとともに，オープンデータでの公表に努めます。	総務課	B	・各種統計資料の作成や更新など，充実した統計情報の提供や市民の利便性を考慮したオープンデータでの公表に努めた。

区 分	担当課	評価	評価の説明
3 市民の安全安心の創出			
① 防災対策の推進			
・災害対策基本法の改正に基づく避難情報の見直しや個別避難計画の策定に係る避難行動要支援者制度の推進等のほか，津波対策として，新たな浸水想定や被害想定公表，特措法改正に伴う防災対策推進地域の指定などを踏まえ，地域防災計画など各種計画の見直しを進めます。	災害対策課	B	・災害対策基本法および水防法の改正や新たな津波災害に関する事項等に対応するため，令和6年(2024年)2月，地域防災計画および水防計画の改訂を行った。
・避難行動要支援者制度について，国の取組指針等を踏まえて，災害時における要支援者の円滑かつ迅速な避難を確保するため，災害が想定される地域に居住する要支援者を優先し，福祉事業者や町会などと協力しながら，実効性のある個別避難計画の作成に努めます。	災害対策課	B	・災害が想定される地域に居住し，計画作成の優先度が高い方に対して，個別避難計画作成などへの同意確認を行い，作成の同意をいただいた方については，福祉事業者等の協力を得ながら，作成に努めた。
・日本海溝・千島海溝地震特措法に基づく，地震防災対策推進地域および津波避難対策特別強化地域の指定を踏まえ，推進計画等の策定を進めるとともに，ソフトおよびハードの両面からの地震・津波対策に取り組むほか，洪水や土砂災害などの各種災害に対応した防災対策を推進します。	災害対策課	B	・特措法に基づく地域指定を踏まえ，「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策推進計画」を策定し地域防災計画に位置付けたほか，津波浸水区域の拡大を踏まえ，防災行政無線屋外拡声子局の増設11基，改修11基を行うなど，防災対策を推進した。
② 防災意識の普及啓発			
・自主防災組織の設立を促進するとともに，防災士の資格取得支援や意見交換会などを行うほか，自主防災リーダー養成研修の研修内容の見直しなどにより，地域防災力の向上に努めます。	災害対策課	B	・自主防災組織への防災資機材の貸与など支援を行ったほか，防災士の資格取得を支援するなど，防災士の育成に努めているところであり，防災士資格を取得した方を対象に函館市防災士会を立ち上げ，知識の向上に務めるなど，地域防災力の向上を図った。
・防災フェスタについては，防災関係機関の連携の強化を図るとともに，防災に関するイベントを開催し，多くの市民の参加を促し防災意識の向上を図ります。また，住民参加型訓練については，災害時に的確な避難行動が行われるよう実践的な訓練を企画するとともに，町会など地域主体の自主的な訓練実施を促進し，住民の自助・共助に対する意識醸成に努めます。	災害対策課	B	・防災フェスタについては，関係機関の連携による実動訓練に加え，防災関係機関および民間企業の協力による特殊車両展示や子ども用制服試着体験など多数のイベントを実施し，約3千人の市民が参加したところであり，防災関係機関の連携の強化と多くの市民の防災意識の向上を図った。 ・住民参加型訓練については，南茅部地区で町会と連携し，津波災害を想定した雪道での避難訓練を実施することで，市民意識の高揚に努めた。

区 分		担当課	評価	評価の説明
	・日本海溝・千島海溝地震に関する防災・減災情報などを引き続き周知していくとともに，土砂災害警戒区域等の指定状況を集約した，より分かりやすいハザードマップを作成・配布し，市民等の防災意識の向上に努めます。	災害対策課	B	・日本海溝・千島海溝地震について，市ホームページや広報紙，出前講座を通じて情報の周知を図ったほか，津波浸水区域の拡大を踏まえ，津波避難ビルの追加指定や町会による津波避難訓練に協力するなど，防災・減災の取組を進めた。
	・災害時の情報発信については，自動起動装置の改修を行うなど，市のホームページや防災ツイッターにおいても，迅速かつ効果的な発信に努めるとともに，平常時には，広報紙のほか，Web版ハザードマップなどを活用して随時発信し，市民の防災意識の高揚を図ります。	災害対策課	B	・Web版ハザードマップについて，英語版を作成し，多言語化を図ったほか，市のホームページ，広報紙，防災Xなどを活用して，防災情報や気象情報，防災訓練の実施情報など，各種情報を発信し，市民の防災意識の高揚を図った。
③ 大間原子力発電所建設への対応				
	・大間原発訴訟に係る弁護団との協議を進めるほか，裁判の内容について，市のホームページや広報誌などを通じて周知します。また，国，事業者等の動向に注視し，情報収集を図るなど，引き続き大間原発建設の凍結のために行動します。	災害対策課	B	・口頭弁論の状況などについて，市のホームページや広報紙を通じて周知を図り，大間原発の建設凍結に向けた気運の醸成を図った。
④ 個人情報等の保護対策				
	・最新のサイバー攻撃に対応した情報セキュリティ対策の体制維持に努めます。	情報システム課	B	・個人情報を取扱う全職員に対して，サイバーセキュリティの内容を含む研修の実施を徹底したほか，情報システム課職員が実践的サイバー防御演習を受講し，最新のサイバー攻撃に対応できるよう研鑽に努めた。
	・個人情報等の適正な取扱いを確保するため，管理状況について監査を実施し，取扱状況の把握により必要な助言等を行います。	文書法制課 情報システム課 行政改革課	B	・個人情報等の適正な取扱いを確保するため，監査等管理計画に基づき対象事務について監査を実施した。また，改善を要する事項がある事務に対しては，助言を行い，全ての関係課において改善措置が講じられた。
	・個人情報の取扱いに従事する職員に対し，具体的な事故防止対策について啓発するなど，効果的な情報セキュリティ対策を講じます。また，個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する職員に対し必要な研修を行います。	文書法制課 情報システム課 行政改革課	B	・職員に対し情報漏えい等の事案を周知するとともに，具体的な事故防止対策をチェック項目としたセキュリティチェックリストを示して各種情報資産の適正な維持管理を徹底させた。
				・個人情報等を取り扱う事務に従事する職員に必要な教育研修を実施した。